平成２３年（フ）第２４０号
大分市公園通り４丁目17番地の４
債務者　藤松　理香
1　決定年月日時　平成23年６月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第２００号
宮崎市大字赤江74番地１　レジデンスエアポート402号
債務者　鈴木　眞二
1　決定年月日時　平成23年６月27日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第２０８号
宮崎市高千穂通１丁目９番27号　田熊第７ビル408号
債務者　清田　治利
1　決定年月日時　平成23年６月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第２２８号
宮崎市小戸町72番地　中村一美方
債務者　富岡　康次
1　決定年月日時　平成23年６月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１５６号
奈良市佐紀町3286番地の15
債務者　岡田　　悟
1　決定年月日時　平成23年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第１４４号
富山市水橋畠等128番地
債務者　小林　優子（旧姓村岡）
1　決定年月日時　平成23年６月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
富山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１５０号
富山市田中町１丁目17番32―１号
債務者　中重　尚登
1　決定年月日時　平成23年６月27日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
富山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１５１号
富山市田中町１丁目17番32―１号
債務者　中重　利恵
1　決定年月日時　平成23年６月27日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
富山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１１０７号
名古屋市西区中小田井２丁目227番地　ガーデンクレスト小田井１Ｆ号
債務者　柏井　里美
1　決定年月日時　平成23年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１４６９号
名古屋市中川区吉津３丁目1803番地
債務者　中根　文子
1　決定年月日時　平成23年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３６号
青森県八戸市根城２丁目11番19号　みちのく荘107、前住所青森県八戸市根城７丁目５番25号　フレグランスかわぐちＢ201
債務者　佐々木寿勝
1　決定年月日時　平成23年６月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２３年（フ）第１５５号
大分市萩原４丁目８番51号　サザンブライト萩原503
債務者　松本　良子
1　決定年月日時　平成23年６月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第８８０３号
東京都江戸川区篠崎町１丁目51―３―303
債務者　阿久戸理香
1　決定年月日時　平成23年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月30日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６２９号
横浜市神奈川区星野町４番地　京浜交通寮
債務者　吉田　　功
1　決定年月日時　平成23年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月31日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７３６号
東京都小金井市前原町３丁目８番６―206号　都営小金井前原町三丁目アパート
債務者　小林　和夫
1　決定年月日時　平成23年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月31日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第７４８号
東京都多摩市永山３丁目３番地19―405
債務者　飯田　哲也
1　決定年月日時　平成23年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月31日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第７１号
青森県北津軽郡中泊町大字小泊字下前48番地２
債務者　磯野　裕子
1　決定年月日時　平成23年６月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月16日午後２時
青森地方裁判所五所川原支部破産係